

防犯カメラ設置の手順

①設置場所の検討・・・電柱には取り付けることができないので、ご注意ください。
防犯カメラに映る土地建物の管理者の承認が必要となります。

②取り付け方法の検討

- 〔具体例〕
- ・町内会所有施設（公会堂など）に設置する。
 - ・個人所有の土地又は建物に設置する。（所有者の同意が必要）
 - ・公道にポールを新設し設置する。（道路管理者への承認申請が必要）



③防犯カメラの機種の見積り

- ・電気工事店に、防犯カメラ本体と工事費用の見積もりを依頼する。



④環境生活課へ計画申請書、位置図、見積書の写しを提出



⑤補助金の内示金額を提示

※予算額を超過した場合は抽選を行い、補助金を交付できない場合があります。



⑥防犯カメラ管理・運用規程(案)の作成



①～⑥について、町内会総会などの場で協議し合意、決定



補助金交付申請書の作成・・・津山警察署長の意見書など必要な添付書類を取り揃える。

〔提出先〕津山市環境生活課



補助金交付決定通知書の受領後、防犯カメラ設置工事の発注 → 工事完了

→ 工事代金等の支払い（補助金概算払いを希望する場合はご相談ください。）



補助金実績報告書の作成・提出・・・事業完了後14日以内に津山市環境生活課へ提出



補助金の請求書により、津山市から指定口座へ補助金を振り込む

○補助金交付申請に必要な添付書類

- 1 防犯カメラの購入（又は賃借）費用及び設置費用の見積書（写）
- 2 防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等
- 3 設置場所の現況写真・撮影予定範囲の写真
- 4 設置場所を表示した付近見取図
- 5 設置場所の管理者の承認を証する書類（写）
- 6 防犯カメラに映る土地建物の管理者の承認を証する書類（写）
- 7 防犯カメラの設置に係る警察署長の意見書
- 8 防犯カメラの管理・運用規程(案)
- 9 申請者が町内会の連合組織であるときは、規約ほか事業実施が可能であることがわかる書類
- 10 その他市長が必要と認める書類

内示から
交付申請

提出
書類